

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 27(受)118	原審裁判所名	福岡高等裁判所那覇支部
事件名	遺言書真正確認等，求償金等請求事件	原審事件番号	平成 26(ネ)62
裁判年月日	平成 28 年 6 月 3 日	原審裁判年月日	平成 26 年 10 月 23 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	民集 第 70 卷 5 号 1263 頁		

判示事項	いわゆる花押を書くことと民法 9 6 8 条 1 項の押印の要件
裁判要旨	いわゆる花押を書くことは，民法 9 6 8 条 1 項の押印の要件を満たさない。

全 文	
主 文	
原判決中被上诉人の請求に関する部分を破棄する。 前項の部分につき，本件を福岡高等裁判所に差し戻す。	
理 由	
上告代理人大城浩ほかの上告受理申立て理由について	
1 原審の確定した事実関係の概要は，次のとおりである。	
(1) 上告人 Y 1，同 Y 2 及び被上诉人は，いずれも亡 A の子である。	
(2) A は，平成 1 5 年 5 月 6 日付けで，第 1 審判決別紙 1 の遺言書（以下「本件遺言書」という。）を作成した。本件遺言書は，A が，「家督及び財産は X を家督相続人として a 家を継承させる。」という記載を含む全文，上記日付及び氏名を自書し，その名下にいわゆる花押を書いたものであるが，印章による押印がない。	
(3) A は，平成 1 5 年 7 月 1 2 日，死亡した。A は，その死亡時に，第 1 審判決別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を所有していた。本件土地につき，A を所有者とする所有権移転登記がされている。	
2 本件は，被上诉人が，本件土地について，主位的に本件遺言書による遺言によって A から遺贈を受けたと主張し，予備的に A との間で死因贈与契約を締結したと主張して，上告人らに対し，所有権に基づき，所有権移転登記手続を求めるなどしている事案である。	
上記のとおり，A は，本件遺言書に，印章による押印をせず，花押を書いていたことから，花押を書くことが民法 9 6 8 条 1 項の押印の要件を満たすか否かが争われている。	
3 原審は，次のとおり判断して，本件遺言書による遺言を有効とし，同遺言により被上诉人は本件土地の遺贈を受けたとして，被上诉人の請求を認容すべきものとした。	
花押は，文書の作成の真正を担保する役割を担い，印章としての役割も認められており，花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない。そのような花押の一般的な役割に，a 家及び A による花押の使用状況や本件遺言書における A の花押の形状等を合わせ考えると，A による花押をもって押印として足りると解したとしても，本件遺言書における A の真意の確保に欠けるとはいえない。したがって，本件遺言書における A の花押は，民法 9 6 8 条 1 項の押印の要件を満たす。	
4 しかしながら，原審の上記判断は是認することができない。その理由は，次のとおりで	

ある。

花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。

そして、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解される（最高裁昭和62年（オ）第1137号平成元年2月16日第一小法廷判決・民集43巻2号45頁参照）、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決中被告人の請求に関する部分は破棄を免れない。そして、被告人の予備的主張について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小貫芳信 裁判官 千葉勝美 裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸)

※参考：判例タイムズ1428号31頁、金融商事判例1501号8頁、ジュリスト1511号97頁